

入札説明共通事項

本共通事項は、入札説明における一般共通事項を記載したものである。本一般競争については、関係法令に定めるもののほか、本件に係る入札公告（以下「公告」という。）及び本共通事項によるものとする。

公告と本共通事項は相互に補完するものとし、公告、共通事項及びその添付書類をもって入札説明書とする。ただし、公告と本共通事項の記載が異なる場合については、公告を優先する。

なお、本共通事項において別紙による旨を定める事項については、公告において当該事項の記載がない場合は、適用しない。

1 競争参加資格

公告に掲げる競争参加資格を有すること。なお、その取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 公告に掲げる「独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成15年度規程第49号）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。」について、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第2条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 公告に掲げる「全省庁統一資格」について、会社更生法（平成14年度法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年度法律第225号）に基づき再生手続開始申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。
- (3) その他の資格を公告に掲げる場合において、その詳細は入札説明書による旨を公告に掲げる事項については、別紙による。

2 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、公告に掲げる競争参加資格を証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期限

公告のとおり。

② 提出場所

公告に掲げる担当部署（以下「担当部署」という。）

③ 提出方法

持参又は郵送すること。なお、郵送する場合は、提出期限までに必着のこと。

- (2) 申請書は、様式1により作成すること。

(3) 資料は次に従い作成すること。

- ① 全省統一資格の資格審査結果通知書の写しを添付すること。
- ② その他の資格に係る資料については、別紙のとおりとする。

(4) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は、提出者に無断で競争参加資格の確認以外に使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。

3 仕様書の購入

公告において、仕様書の購入を要する旨を掲げる場合は、別紙のとおり仕様書を必ず購入すること。それらに要した費用については、すべて競争参加希望者の負担とする。

4 入札説明会及び現場確認

- (1) 入札説明会の実施の有無及び実施する場合の日時及び場所は、公告のとおりとする。
- (2) 公告に現場確認に関する事項が掲げられている場合において、現場確認を希望する場合は、公告に掲げる連絡先に電話により申し込み、日程を調整した上で行うこと。
- (3) 入札説明会及び現場確認には、入札説明書を入札説明会において交付する場合を除き、入札説明書及び添付書類を持参しなければならない。

5 質疑応答

- (1) この入札説明書、入札説明会における説明及び現場確認等に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式2）により提出すること。
 - ① 提出期限 公告のとおり。
 - ② 提出方法 担当部署に持参又は郵送すること。
なお、郵送する場合は、提出期限までに必着のこと。
- (2) (1) の質問に対する回答書は、公告に掲げる回答期間、担当部署において書面にて閲覧に供する。
- (3) 入札手続に関する問い合わせ先は担当部署とする。

6 入札書の提出方法等

- (1) 入札書は、公告に掲げる入札・開札の日時及び場所に持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。ただし、公告において別に定める場合を除く。
- (2) 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、入札書（様式3）に必要事項を記入し、封筒（長3とする。ただし、7の定めによる内訳書を同封する場合は、この限りでない。）に入れ密封し、その封皮に次の事項を記入しなければならない。

- ① 氏名（法人の場合はその名称又は商号）
 - ② 開札日
 - ③ 調達件名
 - ④ 「入札書在中」の旨
- (3) 入札金額は、本件に要する一切の経費を含んだ総額を見積るものとする。
なお、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の消費税等（消費税及び地方消費税）を除いた相当金額を記載すること。また、金額はアラビア数字で表示し、頭数字の前に円の字を記入すること。
を入札書に記載すること。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札時までに委任状（代理人の場合は様式4-1、復代理人の場合は様式4-1及び4-2）を提出しなければならない。
- (5) 開札した場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

7 内訳書の提出

- (1) 公告において内訳書の提出を求める旨を掲げる場合は、入札参加者は、第1回の入札書の提出に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書を提出すること。
- (2) 内訳書の提出に関する事項は、別紙のとおりとする。

8 入札保証金及び契約保証金の有無等

- (1) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約に応じない場合は、落札価格に対し100分の5の率を乗じた額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 公告のとおり。免除の場合において、契約相手方が契約に定める義務を履行しない場合は、落札価格に対し100分の10の率を乗じた額を違約金として徴収する。

9 入札の無効

公告に掲げる競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び競争参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

10 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（公告において別に定める場合は、最高の価格をもって入札した者）を落札者とする。ただし、公告において低入札価格調査を実施する旨を掲げる場合において、独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程第15条第2項に基づいて作成された基準価格を下回った入札価格によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、

又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて有効な入札をした他の者のうち最低価格をもつて入札した者を落札者とする。

11 契約金額（落札価格）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等（消費税及び地方消費税）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とする。

12 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
- (2) 手続における交渉の有無　無。
- (3) 契約書作成の要否　公告のとおり。「要」の場合は、別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口　担当部署とする。
- (5) 競争加入者等は、公告、本共通事項、別冊仕様書、別冊契約書（案）及び別冊競争加入者心得を熟知し、競争加入者心得を遵守すること。
- (6) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、取引停止を行うことがある。
- (7) 競争加入者等が本件調達に関して要した費用については、すべて競争加入者等の負担とする。
- (8) 入札説明書の取扱い
 - ① 目的外使用の禁止
入札説明書及び添付書類一式は、他の目的に使用することを禁止する。
 - ② 返却
配布した入札説明書及び添付書類一式（コピーを作成した場合は、当該コピーを含む。）は、本競争への参加を辞退する場合には返却すること。